

第64回長崎大学学長選考・監察会議議事要旨

- 1 日 時 令和4年4月18日(月) 15:28～16:24
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室(一部委員は執務室等からwebで出席)
- 3 議 事

(1) 学長選考・監察会議議長の選出について

学内委員である理事(総務担当)から、資料3に基づき、学長選考・監察会議の議長の選出について、学長選考・監察会議規則第4条第1項の規定により、委員の互選により決定されることの説明があった。

引き続き、立候補を募ったが立候補者がいなかったため、学内委員である理事(総務担当)から、国立大学法人法改正に伴うこれまでの本会議での議論や今後の学長の業務執行状況の確認、次期学長選考に関する検討等、これまでの議論の継続性の観点から、前議長である永田委員を推薦したいとの提案があり、審議の結果、了承された。

また、議長決定後、議長から、学長選考・監察会議規則第4条第3項の規定により、議長に事故等があった場合の代行者の指名があった。

(2) 学長選考・監察会議検討スケジュールについて

議長から、学長選考・監察会議検討スケジュールについて、今後本会議において計画的に対応していく必要がある旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事(総務担当)から、資料4-1から資料4-4までにに基づき、以下の4項目の検討スケジュールについて説明があり、審議の結果、了承された。

- 現学長の業務執行状況の確認関係(資料4-1)
次回6月20日(月)に実施すること。
- 次期学長選考関係(資料4-1及び資料4-2)
現学長の任期が満了する2月前までに選考を終える必要があり、そこを基準として前回の選考と同様のスケジュールで検討を行うこと。
- 再任審査関係(資料4-1及び資料4-3)
令和3年10月7日開催の本会議において、再任審査の具体の実施方法の方向性が決定されており、今後は、次期学長が決定する前までに関係規則の見直しを行うこと。
- 解任手続き関係(資料4-1及び資料4-4)
令和3年1月18日開催の本会議において、解任プロセスの確認や見直しの検討を行うことが決定されており、今後は、次期学長が決定する前までに検討を行い、必要があれば関係規則の見直しを行うこと。

(3) 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況について

議長から、4月1日に改訂された国立大学法人ガバナンス・コードについて、本会議において適合状況を検討する必要がある旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事（総務担当）から、資料5-1から資料5-4までに基づき以下のとおり説明があり、審議の結果、委員から、原則3-3-1③の「法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の理由」について、学長は6年のスパンで大学運営を行うことを基本として考えるが、選考される学長によっては、6年をスパンとして運営するタイプと4年をスパンとして運営するタイプに区別して考えることも必要かもしれないことから、その点を考慮して記載方法を検討してはどうかとの意見があり、修正の必要を検討の上、修正が必要ならば再度本会議において審議することとなった。

- 原則3-3-1②「法人の長の選考過程・選考理由の具体的な内容の公表」（資料5-1～資料5-3）

これまでホームページにおいて公表している学長の選考結果の資料等で適合していると考えること。

- 原則3-3-1③「法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の理由」（資料5-1及び資料5-4）

既に公表している議事要旨については、理由を記載していないことから、適合状況の概要に理由を付して規則や議事要旨を公表すること。

- 原則3-3-4「学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由」（資料5-1）

既に経営協議会及び教育研究評議会において決定されている基本方針に基づき、委員を選出していることを公表すること。

4 報 告

(1) 学長の業務執行状況の確認について

議長から、学長の業務執行状況の確認について、3月の本会議において、6月20日（月）に実施することが決定されている旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事（総務担当）から、資料6-1から資料6-7までに基づき、業務執行状況の確認に関する基本方針、当日のスケジュール、参考とする資料、公表するイメージ案等について報告があった。

5 令和4年度の学長選考・監察会議の開催日程について

議長の求めにより、事務局から、令和4年度の学長選考・監察会議の開催日程について説明があった。

以 上